

下水道料金改定

●下水道料金統一の背景

現在、下水道事業において国東市には旧町単位の公共下水道事業4処理区及び旧安岐町朝来地区の農業集落排水事業の1処理区で構成され経営を行っています。

その下水道使用料金については、水道料金と同様に合併協議により、合併後当分の間は旧町ごとの現行料金体系を引き継ぐものとし、料金の統一が行われていませんでした。

現在、下水道の役割は、市民が健康で快適な生活を営んでいくために欠かすことのできない施設であり、生活習慣の変容、企業立地による産業構造の変化の中で一層果たす役割は大きくなっています。

こうした中、下水道使用料の統一については、昨年10月に水道料金等審議会から答申を受け、その内容に沿った形で同年市議会12月定例会で可決をいただき、各地域住民が負担する下水道使用料金の公平性を確保するために、水道料金を参考としながら、料金格差を是正し、市内のどの地域でも、下水道使用料金を同一のものとするようになりました。

●新料金設定の考え方

今回の料金改定にあたり「下水道使用者の料金の公平性」と「水道未普及地域への配慮(料金の均衡)」はもとより、今後の下水道の経営健全化等を考慮し、必要な投資と維持管理を継続するために現状の料金収益を確保し、まずは統一することを目的としました。

また、これまで旧町によって違っていた料金体系も、個人・事業所系に幅広く対応でき、水量設定が可能であり、都市部並びに下水道普及地域で多く採用されている(旧国見町・旧国東町・旧武蔵町)料金体系として「従量制(従量料金制)」に統一しました。これは、基本料金と従量料金(使用量に応じた料金)からなり、例えば、水道使用の場合、水道メーターの使用量が大きくなるほど段階的に料金単価が高くなります。

これには理由があります。下水道施設の建設や施設の維持管理には大きな費用がかかります。このため汚水をたくさん流す人ほど応分の負担をしていただくというものです。

●料金体系について

従量料金とは・・・

使用量に応じて、段階的に料金を設定します。使用量が多くなるほど料金単価が高くなります。(別表3)

人頭割りとは・・・

人頭割りは、水道未普及地域で水道水以外(井戸水等)の水を使用した汚水の使用量計量に対応していません。市内では、公共下水道見処地区、農業集落排水安岐朝来地区には簡易水道等がないため従来より採用されてきています。

よって、以下については、統一後も引き続き採用することになります。

- (1) 水道水以外(地下水・井戸水)のみ使用する場合、現行一人当たり6㎡で計量し、世帯人数で乗じた量で算定します。
- (2) 水道水と地下水・井戸水の併用している場合、現行、水道水はメーターで計量し、地下水は一人当たり3㎡で計量し、この2つを加算することで使用料を計算します。

水質検査計画の公表について

上下水道課では、水道水の安全確認のため、水道法に基づき、毎月定期的な水質検査を実施しております。

水道法の施行規則では、新年度に実施する水質検査内容について「水質検査計画」を作成し、需要者へ公表することとされています。

これに伴い、上下水道課では「平成21年度水質検査計画」を作成いたしました。

閲覧をご希望の方は、上下水道課及び各総合支所地域建設課までお越しください。
※閲覧は、3月2日(月)からとなります。

問い合わせ

上下水道課水道係

☎09678725107